

第 12 回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会

平成 27 年 2 月 18 日 19:00~21:10

西荻地域区民センター 3 階

構成員出席者 15 名

事務局： お待たせいたしました。ただ今から杉並区における地上部街路に関する話し合いの会を開会します。本日は夜分お忙しい中、ご出席くださりましてありがとうございます。事務局を担当いたします、東京都都市整備局外かく環状道路系の事務局と申します。よろしくお願いいたします。

初めに注意事項を説明いたします。携帯電話はマナーモードにするか、電源をお切りいただきますようお願いいたします。会議中は進行の妨げになりますので、私語や拍手をご遠慮いただきますようお願いいたします。また、会議中の撮影についてもご遠慮ください。報道関係のカメラ撮影につきましては、この後の資料確認が終わるまでとさせていただきます。本日の話し合いの会は議事録を作成するために録音を行っております。マイクを使わないで発言された場合、録音できない可能性があります。発言する際は挙手をして司会者からの指名後、マイクを使って発言してくださいようお願いいたします。なお、ご発言の際にはご着席のままでお話しください。最後に、本日の終了時刻は午後 9 時を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に資料の確認をさせていただきます。今回もこれまでと同様に構成員の皆さまには既に配布させていただいていた資料については、当日お持ちいただくこととなっております。本日は次第の右端に明記されている資料を使用する予定です。次第の資料とは別に、本日、都市計画提案に係る意見聴取についてという A4 横、両面印刷のもの、また本日構成員 M さんからご提出いただいた外環の 2 に関する私の意見、A4、3 枚の資料を配布させていただいております。資料が不足している場合はお近くの担当までお知らせください。

それでは、資料確認は以上です。

報道関係のカメラ撮影につきましては、ここで終了とさせていただきます。

それでは、ここからの議事進行は司会者の中村さんをお願いしたいと思います。

中村さん、お願いいたします。

司会： よろしくお願いいたします。今日、なかなかいろいろ盛りだくさんですけど、ご協力をお願いいたします。

それでは本日の進め方について事務局からご説明をお願いします。

事務局： お手元の次第をご覧ください。まず、次第 2 では第 11 回の議事録と議事要旨の確認を行い、次第 3 では前回からの引き続きとして、各構成員の皆さまに地上部街路に関する意見を述べていただきたいと思いますと考えております。一人一人ご発言いただき、

時間は5分を目安にお願いします。

次に、次第4では報告事項として外環の地上部街路、練馬区間について東京都から説明させていただきます。

続いて、構成員Oさんからご提出いただいた資料について説明させていただきます。次に、次第5では前回からの持ち越し事項として次第に記載されている項目を行います。

次第6では第4回から第11回までに構成員の皆さまからいただいたご意見カードについて東京都から回答を行い、まとめて質疑応答を行います。

次第7では地域の必要性のデータ等について次第に記載されている項目を行います。

最後に次第8では構成員Aさんからご提出いただいた資料をご説明いただきます。以上になります。

構成員O： ちょっと今、次第の順番について。

司会： はい。構成員Oさん。

構成員O： さくら町会の構成員Oです。今、次第をご説明いただいたんですけども、一つこの流れについて注文があります。実は最近ホットな話題が、この会合にふさわしい話題が出てるんですね。それは今から4年前に私どもの提出した都市計画提案が非常に慎重な審議を重ねて東京都さんが昨年12月に受理をさせていただいたんですね、12月2日に。そして、つい一昨日都議会の都市整備委員会でその採用が受けられないという報告がありました。

ついては、その都市提案制度のこと、それから提案を受理したこと、それから一昨日の都市整備委員会の話、そういうのをひっくるめて、これらはまさにこの会にふさわしい内容だと思いますので、ぜひ東京都さんから説明いただきたいと思っています。よろしくお願いします。

司会： 順番を変えるってことじゃないわけですね。

構成員O： それは議事録確認の後で入れてくださいということです。入っていませんので。

司会： 分かりました。

構成員M： 僕は一番前でもいいと思うんですけど。

構成員A： 一番最初にやってください、それ大事なことから。

司会： 構成員Aさん、ご発言として言ってください。

構成員A： 今、構成員Oさんから言われた提案制度は、もう既に4年前に出されて非常にもう時間がたっているものです。また、今回の会議に非常に影響を与えるものなので、ぜひ一番最初に始めてください。お願いします。

司会： 構成員Mさん。

構成員M： 私も構成員Aさんの提案に賛成です。一番前にやっていただきたいと思っています。

司会： 議事録、議事要旨の確認はできればしたいと思うんですね。

それから、構成員からの意見を伺うというのを最初にやりましょうっていう話があって、それもやったほうがいいのかというふうに思っておりますが、その後ということでは駄目でしょうか。構成員Mさんからペーパーを出されてますけども、どうでしょうか。

構成員M： はい。

司会： 構成員Mさん。

構成員M： 僕と構成員Aさんが言ったのは議事録、議事要旨の確認の前ということ発言したつもりなんですけどね。中村さんはそうでなくて、私の意見を言った後っていう提案だと、前のと、この式次第と同じ順番なんですけど、今出たのは動議ですよ。

司会： だから、そこはいいですかということですが。

構成員M： 嫌です。

司会： 後にしてもいいですか。

構成員M： 後でいいです。

司会： はい。そうしますと、議事録、議事要旨の確認だけはさせていただきたいと思います。

構成員L： ちょっと。

司会： 構成員Lさん。

構成員L： 前回の議事録、議事要旨については、やっぱり先に確認がいいと思います。その後で今言われたことを質疑すればいいんじゃないですか。

司会： 構成員Oさんもさっきそう言われていました。

構成員O： 私は議事録、議事要旨はしょうがないかなと。本当はトップにお願いしたいんですけども、という気持ちで話しました。

司会： それでは議事録、議事要旨をやって、その後、都市計画提案のお話という順番にさせていただくということよろしいでしょうか。

事務局： それでは、次第に沿って議事を進めます。次第 2、第 11 回の議事録と議事要旨について、確認させていただきます。

資料 12-1、12-2 をご覧ください。皆さまに事前に送付して内容をご確認いただき、ご指示に基づき修正いたしました。本日ご確認を頂ければ案を取って公表させていただければと思います。

司会： よろしいでしょうか。議事録、議事要旨に関して。はい、構成員Mさん。

構成員M： あんまりこだわりませんが、議事録、議事要旨に相当間違いがございまして、それで半年もかけて直した割には間違いが多過ぎる。議事録、私がチェックしただけでも 197 カ所。

司会： 現状のものですか。

構成員M： いや、これ直ったやつは今いいですけど、直させたのを住民に全部チェックさせ

て、黙って 197 カ所直して、これは議事録でございますっていうのはちょっと事務局怠慢じゃないかと思うんですよね。それで、この間も事務局さんにご質問したんですけども、本当に事務局見てらっしゃるのかって、内容を。これは内容を知ってる人が見てたら必ず分かるような、もうとんでもないミスサラッと書いてるわけですよ。それで、構成員にだけチェックさせてね。だけど武田さんも安西さんも構成員のはずなんだから、卑近な例で申し上げますか。

司会： いや、分かりました。

構成員M： 間違いの箇所、だから。

司会： それでは議事録、議事要旨は。

構成員M： ちょっと待ってくださいよ、まだ発言の途中なんだから。

司会： はい。

構成員M： 一言あいさつあってしかるべきだと思うんですよね。議事録、議事要旨に関して前回ももめて、それは内容も間違っておかしいっていうことでもめたんですけども、今度は単純なミスを 197 もするなんていうのは言語道断だと思いますよ。

司会： それでは、事務局。安西さんですか。

安西： 事務局の立場で。今構成員Mさんからご指摘いただいたように、今回議事録のスケジュールを守ろうと思ったんですけど、その分なのか修正箇所が大変多くなってしまったことで大変多くのご指摘を頂いて、それで今日ちゃんとした議事録が作れたということで、大変申し訳なかったと思っています。

引き続き、皆さま方にチェックを、私どももチェックしているつもりなんですけれども、そういった修正箇所がないように心掛けていきたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

司会： 課長さん。

武田： 武田でございます。事務局のところの長という立場で謝罪のほうをさせていただきたいと思っております。こういった形でご指摘を何度も受けて本当に申し訳なく思っております。われわれとしても引き続き、今以上にしっかり見てご指摘の数を減らしていけるように努力していきたいと思っておりますので、今回本当に申し訳ございませんでした。

司会： それでは、議事録、議事要旨の中身についてはよろしいということでしょうか。それではこの形で合意をするということで、確認したということにさせていただきます。よろしいですね。

それでは先ほどのお話で、都市計画提案が受理されたということに関して、まず東京都のほうからご報告いただくということをしていただきたいと思います。

安西： それでは4番の報告事項の黒丸二つ目、三つ目を繰り上げてというご要望を頂きましたので、提案内容は構成員Oさんから後ほどご説明いただくとして、その都市計画提案制度というところ、何なのかというところと、東京都のほうでは受理しま

したので、今どういう状況にあるのかというところをご説明したいと思います。構成員〇さんの資料をちょっと使わせていただいて説明します。資料の 12-7 をご覧ください。右上に丸が打たれているかと思いますが、丸の 4 番をご覧ください。都市計画提案制度ということで、これは東京都のホームページの内容でございます。都市計画と申しますのは、道路や鉄道、あるいは皆さま方お住まいの土地利用まで、地方自治体の東京都や区が都市計画として定めるものでございます。

この都市計画提案制度というものは、2 番に提案できる方という記載ございますけれども、土地をお持ちの方、そういった地権者の方、あるいは街づくり NPO 法人等の営利を目的としない法人の方、そういった方々に都市計画を提案していただける制度ということで、平成 14 年に創設された制度でございます。今回この都市計画提案制度という都市計画法に基づく制度を活用して、構成員〇さんが外環の 2 の 9 キロのうち 295 メートルを廃止されるというような提案がなされて、東京都のほうで受理したところでございます。ちなみに提案に必要な要件ということで 3 番にございますけれども、5000 平方メートル以上のある程度まとまった土地の中で、3 ポチ目ですけれども、3 分の 2 以上の地権者の方々の同意を得て、かつ、真ん中の所にあるような都市計画に関する法令、都市計画ということでさまざまな機能ございますので、そういった街に与える影響がないのかどうかというところをちゃんとご確認していただいた上で受理するということになります。

1 ページめくっていただいて丸 5 とある所、丸 5 の資料をご覧ください。都市計画提案制度の流れということでございます。都市計画の提案につきましては今申し上げましたとおり、一番上のほうの大きな四角枠内で示された三つの要件がございます。構成員〇さんのご提案はこの三つの要件を満たしたということで、今年の 12 月に東京都は構成員〇さんの提案を受理いたしました。

その後、杉並区さんにこの外環の 2 に関わる構成員〇さんの提案に関わる区域の周辺で、杉並区さんとしてなにかご計画をお持ちですかと、例えばマスタープランとか、街づくりの方針とか、あるいは生活道路の整備計画とか、そういったものはございますか、ということでお聞きして情報を得たところでございます。

それで現在、構成員〇さんの資料では D と書かれておりますけれども、提案に基づく都市計画を定めるかどうか、東京都としてまず判断するというところで、提案を踏まえた都市計画の変更、外環の 2 の都市計画を変更する必要はないと考えて、この資料でいきますと Y コースと書いてありますけれども、こちらのフローに基づいて手続を進めている最中でございます。

今後、杉並区さんに東京都が構成員〇さんの提案に基づきまして外環の 2 の都市計画を変更しないという考えについてご意見を聴き、その後、東京都の都市計画審議会に付議して意見を聴いた上で最終的な決定をしていくという流れになります。

最後に、都のほうから説明することとしては、こちらの A4 横の資料がございま

す。今回、構成員〇さんからのご提案を受けて、なぜ都としてはこの提案に基づいて都市計画を変更しないのかという理由を簡単に説明させていただきます。併せて構成員〇さんからご提出の資料の右上、丸 8 の資料もご覧ください。2 番の都市計画提案に対する東京都の判断というところをご覧ください。A4 横の資料です。理由の所で一つ目、二つ目の行は省略しまして、都市計画道路としては交通の機能、あるいは防災の機能がございませけれども、ネットワークが適切に形成されることによって発揮されるというふうに考えています。このため、提案のように延長 295 メートルのみを廃止して、道路ネットワークを分断してしまうことは、以下の理由から適切ではないというふうに考えています。

まず、提案区間における外環の 2 の将来交通量、交通の面で見ますと 1 日約 1.4 万台から 1.5 万台、ちょっとイメージがわきにくいかもしれませんが、周辺の道路でいえば、五日市街道とか吉祥寺通り、そういった通りの交通量が見込まれる道路です。一部の区間を廃止しますと、それぐらいの自動車がこの周辺の生活道路に進入することになります。ですので、自動車も走りにくくなりますし、生活道路に入り込んでくるということで、そこを利用する歩行者の方、あるいは自転車の安全性が損なわれるというふうに考えています。

また、外環の 2 は延焼遮断帯という機能も位置付けがございませ。構成員〇さんのご提案ですと、この辺りの道路、この辺りの生活道路で 7 メーター程度の道路があつて、それで延焼遮断帯として機能を発揮するんじゃないかというご主張でしたけれども、都としては、延焼遮断帯として位置付ける都市計画道路の幅員を 11 メートル以上としていますので、構成員〇さんのご提案にあるような 7 メーター程度の生活道路を延焼遮断帯に位置付けることはできないというふうに考えています。

このような理由から、構成員〇さんのご提案に基づいて外環の 2 の都市計画を変更することは考えておりませ。

そうしましたら、詳しい提案の内容については、構成員〇さんのほうからご説明していただけますでしょうか。

構成員〇： すいませ。一昨日の都市整備委員会ではどうなつたのですか。そのことも報告してください。

安西： 一昨日、東京都議会の都市整備委員会というものがございまして、そちらに今回の構成員〇さんのご提案、そして東京都がこの提案に基づいて都市計画を変更しないという都の考え、それについてご報告させていただきました。

その中で質疑がございまして、そこで何かこの提案がいいとか悪いとかつていうことの判断をする場ではないんですけれども、質疑や意見交換、意見表明が行われたというところがございます。

司会： それでは、構成員〇さんから資料が出されていますので、構成員〇さん、ご説明いただけますか。

構成員〇： はい。今、安西さんが非常に丁寧に、私自身が説明したい資料を使って東京都さん側から説明いただきましたので、ちょっと補足という意味で説明させてください。資料番号は12-7ですね。12-7をちょっと開けていただけますか。

それをめくって1ページ目ですね。この1ページのところが記者会見するに当たって、ここ以下10ページありますけど、新聞記者さん忙しいですから、1ページで全てを分かるようにまとめたのが丸1のページです。大体こういうニュースですよということで、非常に大勢の記者さんが来ていただいて新聞にも、後の資料12-8に出ているんですけど、翌日にはたくさんの新聞が記事として掲載していただきました。

要するに、今回のニュースの特徴はその1頁の真ん中に記載してありますけど、丸1番、道路での提案は東京都初、なおかつ廃止の例は全国でも前例がないということ。それから2番目、公の提案制度を活用して道路の廃止を提案し、受理されたこと。3番目、地権者の79パーセントが外環の2道路不要と判断したことの3つです。

これらがこのニュースの一番の特徴で、新聞記者さんも大勢来ていただいたんだと思います。

次は2ページ。実は私もこういう制度があることすら知らなかったんですね。ですけど、東京都のホームページには立派な、約30ページのマニュアルが呼びこまれていて、ぜひ都市計画の提案制度を利用してやってくださいと書いてあります。次へ行きます。

次、3ページ目。この今の提案制度のパンフレット見ますと、提案制度の説明の中にこの矢印の所だけちょっと見て下さい。矢印の所に都市計画の決定等の提案で第21条の2、ここに下線を引いた所がありますね。都市計画の決定または変更することを提案することができる。つまり変更することの中には廃止も含めるんだと、解釈し今回提案に及んだわけです。

それで、次の4ページ。先ほど安西さんから説明いただきましたが、この赤色で手書き文字で書いたのが、今回善福寺2丁目の地権者を対象に実施した結果の数字が出ているんです。真ん中辺の所見て下さい。先ほど5000平方メートル以上が必要だといわれました。これについては大体40メートル幅の外環の2ですから、長さ300メートルだと40×300で12,000㎡になりますね。その中の都道、区道や公共用地は除く、というようにしますと11,835㎡になったということで、5000平方メートルをはるかにクリアしてるということです。

それから、そこに実際に地権者を154人居り、その中には借地権者が5人入っています。そのうち同意の判子を押してくれた人は、外環の2要らないと判子を押してくれたのは121人、パーセントだと78.6%です。これは規定の3分の2即ち、66.7パーセントをはるかにクリアしているわけです。

また、その人たちが持っている面積も一体的なさっきの 11,835 m²に対してどうなんだということについては 83 パーセントの面積を持ち既定の 66.7%を大きくクリアしています。ですから、こういう数字的な面ではすべてクリアしています。

ところが真ん中の都市計画に関する法例上の基準に適合すること、これがなかなか難問で、東京都さんからなかなかオーケーがもらえなかったということなんですね。これの詳しいことは、また後のほうで説明いたします。

それから、最後のほうに大きな赤い矢印がありますね。これ東京都さんのこのホームページを見ますと、今、まさにここのページの書いてあるものが出るんですけど、外環の2廃止の都市計画提案の提案書というのが、平成26年12月2日に受理されたということ、それで、翌日3日から閲覧可能ということが出ています。私の提案した書面が全部、実際220ページあるんですけど、そのうちの50ページ、本文のところが自由に見られるようになっていました。こうこうこういう理由で、ここのところを295メートル止めても交通面とか環境面、防災面、暮らしの面、全ての面で問題なしだということをもとめた書類を見ることができます。ただし、私の住所とか名前は全部黒く塗られてありました。翌日、私は確認して来ました。

それから、最後に、詳細パンフレットは、そこに都市計画の提案制度、PDFと書いたところ、これをクリックすると先ほど2ページに出てたような表紙のものが出て合計約30頁分がズラズラッと出てくるということです。

次は5ページ、フローの図面ですね。先程の安西さんの話で、ちょうど私の手書きのあれでXコースかYコースか、提案そのもので合格点をもらえればXコースだったんですけど、今回は外環の2廃止の提案はYコースになっちゃうなど、こういうことですね。

それで、よく見るとCのところでは区役所に意見を聴いています。それから、今度、番号をふっていませんけどYコースのちょっと下に、もう一度必要に応じて照会する、これでもう一回区役所に聴くチャンスがあるということですね。

それで、その後、これもう日にちまで決まっているようですが5月15日、都市計画審議会に素案を持って行って意見を聴くことになっている様です。先ほど、安西さんは付議をしてと言われましたけど、付議ということになると左側の列は付議になっているんですけど、右側にはないんですけどね。なにか扱いが付議があってもなくても同じなんですかね。さっきの説明では付議をするって言うておられましたね。やっぱり右側のコースでも付議になるわけですか。どう違うんですか。なにか付議になるといろいろ突っ込み方が違うんですか。

安西： はい。都市計画審議会に議案として都市計画審議会の意見を聴くという形で、要はお諮りするという意味でございます。

構成員O： そうすると右も左も即ち、XコースもYコースも変わらないんですか。審議会の対応は。

安西： 左の場合は都市計画の案というものがございますので、その案が原案どおり議決されるかどうかということになります。一方で構成員〇さんのご提案は、今、都としては構成員〇さんのご提案を受けて都市計画としては変更しないと考えておりますので、その都市計画を決める案というのはいりません。今までの都市計画のとおりだと、変更しないとということでございますので、それについて意見を聴くということになります。

構成員〇： 先ほど、私こだわって一昨日の説明をしてもらったんですけども、そうすると一昨日、いわゆる決をとるわけでもなく、東京都が報告聞いて終わってると。それでそのまんまの形が 5 月 15 日でしたか、都計審、皆さんに意見は言ってもらうけども、結局はじゃあ東京都さんの提案がそのまんま承認されちゃうということの可能性が大です。大体そうなる予定なんですね。

安西： 都市計画審議会というのは行政の担当者だけではなくて、第三者的な委員で構成されている審議会でございますので、審議会の中でどういったご意見がこれから頂けるのかというのは、かけてからでないといけないので、都市計画審議会にかけて意見を聴いた上でないと、その後のことがどうなるかというのは申し上げられません。

構成員〇： 要するに決をとらないんですね。そうすると要はもう原案どおりっていう線は決まっているんじゃないんですか。私は、そこでいわゆるいろいろ話が変わってきて、外環の 2 の理解が深まって、やっぱりあれおかしいよと、大体なかった道路だという考えが日本中に浸透して、15 日の都市計画審議会では採決とれば否決されんじゃないかと、こう思っているんですけどね。そういうことはないのですか。東京都の今の予定のコースがそのまんま、ただこういうことがありますよっていう、これで東京都は進めますよというだけの話で終わっちゃうんですか。

司会： 安西さん。

安西： 都市計画審議会での議論は、都市計画審議会に付議してみないと分かりません。どのようなご意見が賜れるのかというのは分かりませんから、その意見を踏まえて最終的に都として判断していくということになります。

構成員〇： 分かりました。今、杉並の区議会でも非常にこのことが話題になっています。先週金曜日のいわゆる区議会定例会、本会議、区長さんの居る前で質疑がありそれから月曜日の会議でも話題になっています。その中で、区長さんが答弁しています。杉並区にはまだ照会が来ていませんと、もし来たなら杉並区の都市計画審議会で見解を集約して、それから東京都に意見をお伝えするつもりですと、ということなんです。

ですから、私は杉並区が意見出してないのに一昨日の都市整備委員会といい、今日の A4 横版の不採用理由といい、東京都はこれでもう腹決めましたよと、これで行きますよということですよ。それおかしいんじゃないかなと思ってるんですよ。

それでまたそうなっちゃうってことは、私、冷静に考えると今日この会議も何のためにやってんのかなと思うのです。

構成員T： そうそう。

構成員O： いろいろ意見を言っても話が決まっちゃってんだから何言っても無駄じゃないのと、こういう気にもなっちゃうんですよね。そういうことがあるんですけど、それはちょっと私の意見として、そういうことで。ちょっとこの理由の二つ挙げましたけど、私から見ると全然これ理由になってないと思うのです。こんな理由で3年間苦勞した提案が反故になるんじゃないかととても許されないと、これいちいちちょっと反論したいですけど、ちょっとそれは後に譲るとして、次に行きます。

6ページ。これ提案書の中の第1ページなんです。この下のほうに赤線引いているのは私が引いています。要は私が言いたいのは、私はこんな提案出たくないんですけども、東京都さんが本当は廃止の届けを出さなきゃいけなかった。それを出さないで、いや、残ってる残ってる、残ってるからどうしようかというようなことでぐずぐずやっていると。これはもう私から見ると我慢できないのです。じゃあ、私が東京都に代わって廃止の提案を出しましょうっていうんで出したんですよ。そういう気持ちです、これは。ですから、もうもともとは東京都さんが黙って廃止、ちょうど昭和61年に埼玉外環から大泉まで延伸して来たときに高架式の外環本線が半地下構造になった。そうしたら外環の2はスパッとやめてんですよね。あれと同じじゃないかと、構造が地下になったんだから。スパッとやめればいいのにわざと残して、都市計画に残ってるからどうしよう、ああしようと言っていろいろ何とかあの残ってることを理由として道路を作りたいっていうあれがもう見え見えで、ちょっと許されないなと思ってます。

次、行きます。7ページの図、これが今回の都市計画提案の提案区域を示す図面です。東京都さんが縮尺は2500分の1以上の図面で書きなさいとか、いろいろ規定があって、これは東京都さんの都市計画図をベースに作成しました。皆さん大体お分かりと思うんですけど真ん中に青い部分が善福寺公園、左上に東京女子大学、左下に荻窪中学、井荻小学校があります。ちょうど挟まれた所に善福寺2丁目があるんですけども、提案には、さくら町会だけじゃなくてさくら町会と周辺の井荻3丁目会とか隣接する町会の皆さんにも協力いただいて、その赤い矢印のところ、都市計画素案の対象地域で、この295メートルのところをわれわれの提案の対象としました。これは、本当はもっともっと広げたかったのです。外環の2全線やりたかったのです。ですけど、この1地番の地権者の証明書費用が700円掛かるんです、いわゆる証明書をもらうのにですね。ですから、大体200地番ぐらいもらってるんですけど、14万も掛かる。そうすると、外環の2全線やるとやっぱり相当なお金が掛かるんですね。でも、私の感触では地権者宅に回れば回るだけ皆さん判子を押してくれると、そんな感じです。ただ、一部区間だけというのは、それはこちらの

財政的な条件で一部に限定しちゃったんだと、本当は9キロ全部にわたってやりたい、やれば全線外環の2は取れたんだけど、ちょっと費用が追いつかなかったということで限定してやりました。で、ここは本当に環境のいい所で、これで善福寺公園と井草八幡宮、これずーっと風致地区でつながれてるんですね。そこをぶった切りをして外環の2は通ることになります。

その次、行きます。

8ページ、この8、9、10はあまり記者会見の席では詳しくは説明してないんですけど、要するになんで2年も3年もかかったんだということについて、東京都さんから先ほどの3条件の中の一つ、この道路を遮断した場合に、止めた場合に、実際に外環の2ができたときに比べて遜色のないような効果が出ることを証明しなさいと、それが出ないんだったら受理できないと言われて、本当死に物狂いでまとめたのがこの8ページ、9ページ、10ページです。

8ページは、今はちょっと詳しくはあんまり時間がないので詳しい説明はできませんけど、いわゆる東京都さんが言うのは北から南からX点、Y点、このポイントで車が1万5000台が止まっちゃうわけですね。この行き止まりになった車はどの道を何台通っていくのかと。それが何方所かに分かれるんだったらどういう比率で分かれるんだと、その根拠は何なんだと。それでまた分かれた道路に1万5000台が今度上乘せするわけですけど、それらの車が今までの道路で本当に道路キャパシティが間に合うのかと、それを証明しなさいと、こういう質問なんです。これが非常に苦労しました。というのは、こういうことを全く私たち経験したことないですからね。

それで次の9ページの表をちょっと見ていただけますか。これ見ますと、これはさっきの前ページの、よく見るとA、B、C、D、Eという記号が付いてるんですけど、この回り道をする名前、仮の名前をA区間、B区間、C区間と、D、Eという区間の番号、名前を付けました。そして、それぞれの道路の、いわゆる道路幅を測って歩道の柵があるかないかとか、勾配があるかないかとか、信号機があるとか、そういうことをもろもろ加味し計算して実はこの表が出来上がるんですけども、こういう表は簡単にできないですね。素人には分からないのです。で、東京都さんに聞いたら実はこういう本があるよと、こういう専門書ですね。これを買ってやりなさいと。これが丸善で出してるんですけどね。要するにこれの何ページに出てるから、それを見て勉強しなさいということなんです。本当に勉強しないと受理してもらえないので死に物狂いでやったのがこの表です。

それで結論が一番下のほう、平成32年にそのときには12時間の交通量は大体どのくらいになってるかというのが出ています。そうすると、E区間っていうのはこれ善福寺郵便局からずーっと井草八幡様の向かう道路なんですけど、推計量は2830台です。それで、そのとき道路キャパシティはちょっと上に12時間交通容

量、Cの12というのがあるんですけど2531台。そうすると割り算すると1.25って数字が出るんですね。つまり道路キャパシティーに対してどのくらい混雑しているかという混雑度を示す数字です。で、ここの数字が普通1から1.25ぐらいは普通ですね。それから1.8とか2になれば道路のキャパシティーが足りないのかな、問題だなということになります。でも、今の台数からどれを見ても、どの区間を見ても外環の2の台数が増えても全部吸収してバイパスでは問題ないんだと出ているのです。で、もう本当に細かい条件、全部この中に大型車がどうだとか、二輪車がどうだとか、人がどうだとか、そんな予想も全部入った数字でこのように出ています。

それから東京都さんから次に、いや、それだけじゃ駄目だと、交差点の需要率をよく調べなさいと言って来たのです。それで、10頁の交差点の調査票の中に有効時間、下の表でE、50秒の中で青が30秒だとか20秒だとか、これも信号機のところへいちいち全部測りに行ったんですね。で、こういう交差点も全部で4カ所調べています。こういう需要率なんて初めて聴く言葉でどうしようもなかったんですけども、何とか先の専門書とかインターネットで調べて出して、結局は交差点で渋滞もないと判明したのです。ですから、交通面では一切問題ないのだという結果が出ました。

もうひとつ大きな問題は延焼遮断帯です。これちょっとあちらの黒板を使って説明しますのでちょっと飛ばします。この今、最後に付表が出ていますね。これが実は2011年の4月、5月、これから始まって今2015年ですか、3年間どんな苦労をしてきたのかの経過がすべて出ています。私には3年間正月は全くなかったと、こういう感じです。2011年という年はこの話し合いの会が始まった年です。2011年の5月、これがちょうどこの会のいわゆる公募人員募集の月だったんですね。5月31日、これが締め切り日でした。ちょうど、じゃそれに合わせてわれわれもやろうじゃないかということで、31日締め切りに合わせて町会で200世帯、これを対象に町会の会議室が小さいものですから毎日同じ話を、25名ずつ分けて7回やって、それで外環の2の勉強をして、最終的にはじゃあこの都市計画提案に挑戦しようということを決意したんです。

それから、あと表の中で黄色く塗った所、これは都庁さんを訪問した日です。2011年の8月3日、本提案のことで初めて東京都の都市計画課に訪問に行き、提案のことで相談に行きました。それからずっと黄色いだけでも十何回か行って、10回ですか、この東京都訪問っていうのはそれだけ行ってるわけです。それから赤い文字の所はいろいろお土産もらって帰ってきたということで、その都度またそのお土産について一生懸命答えを出してるということです。で、また駄目、もう一回補正項目で出し直しなさいということで戻されたということです。この中でちょっと大きいのは21番、2012年の7月18日、都より電話で、国は部分的な廃止区間であっても提案上は問題なしと示されたということがあります。ですから、東京都

さんはそれまで、どうせそんな道路を止める提案なんかは全区間じゃなきゃ意味がないと、1区間じゃもう断られるに決まってる、そういうつもりだったようなんですね。ですけど、国のほうは1区間でもいいという判断がここで出たわけです。それから、その次にその右側にKの値（K値）、需要率も含めた説明をしなさい、ということも言われました。こういうもう聞いたことのないような言葉次々連発して住民に求めてきたということです。ずっと最後のほうで28番、去年の4月、もうとうとうこっちのほうも困って舛添知事に内容証明付きで資料一式ドーンと送りました。もうよく監督してください、指導してくださいということで。それから2カ月後の6月には都議会で小松さんにこの提案を3年間受理せず眠ってるのはどうしてなのかということで質問してもらいました。そういうようなことも効果あったのかなと思いますけど、去年の12月2日に初めて正式受理したというような連絡を頂いたわけです。

3年間についてはそんなことで、それから次の資料、12-8。これはちょっと遅れましたけど、今年になってから1月19日に都庁で記者会見しました。そこに書いてあるように新聞記事が翌日には1番からずーっと大手の新聞はみんな出してくれたということです。それから、ちょっと6番というのは、これは実はそのさらに翌日の21日に出たのです。実はわれわれが記者会見やった翌日に都知事記者会見があったのです。その席で聞かれたんですね、都知事が。「住民からその前の日に止める提案があったけども、それについてはどうなんですか」と聞かれたら舛添知事は「所定の法定手続きにのっとって粛々とやっていくんだ」と、こういう回答をされたのです。私は昨日の都市整備委員会を傍聴していて、一昨日見てまして、東京都さんが粛々と進めるというのはこういうことなんだとわかりました。それから5月15日の都計審もこういう風に進めるのだと、もうシナリオができてたんだと、こう思いました。

そういうことでこういうふうに新聞が大きく書いてくれて、今、善福寺の町、杉並区の町の住民は外環の2が、この読み方によっては受理したっていうよりも外環の2が止まったんだというふうに理解している人も多いです。間違えた解釈かもしれないけど多いんですね。でも、本当にそういうことで外環の2はいよいよ止まる方向かということでもちきりです。

そういうことで、この資料の説明終わりますけど、今、私はさっきの東京都のA4紙横の説明、理由説明がありました、二つ。これの理由が最後の丸ポツ、二つちっちゃいのがありますね。これ交通面の問題と防災面の問題二つ挙がってますね。これでまずこれについて、私は3年間東京都さんにご指導を受けた立場として反論したいと思っています。実は3年間、これは私たちが勝手にこんな提案できません。これ東京都さんに出した資料は本当に東京都さんのご指導があっただけなんです。ですから、東京都さんがわれわれにいろんなことを教えてくれて、合格するような

点になったから受理してくれたんだと思ってるんですけども、その東京都さんがこんなことを理由として書くのかなと思ってびっくりしています。まず、将来交通量は1日1万4000から1万5000、この数字自身も私は東京都に注文を付けてます。これは非常に車の台数の多かった平成17年度のセンサスを元にした将来交通量で見てるんですね。それで、H22年、今から5年前のその数値に基づいた将来推計値を出してほしいと、そうすると2割ぐらいグッと下がるわけなんだけども出してもらえない。だから、過大な数字がそのまま出てます。それで、東京都さんは平成62年、これは1万5000から7500台に下がりますと言ってんです。東京都さん自身がそう言ってます。そういうような将来が半減するような量に対して、この外環の2は費用が幾ら掛かるか、数字は全然出してもらえてないんですけども、非常にもう1兆近くかかると思いますが、これがそういう実情をベースにしていると。それから、一部区間を廃止すると外環の2を走行してきた自動車が生活道路に進入するため自動車の走行機能が低下する。ちょっと待って、これ外環の2って高速道路と間違えてんじゃないの。外環の2を通る車は生活道路ともうニアリーイコールだと思ってんですよ。外環本線は別ですよ。だから外環の2っていうのはそんなに高級な道路だと思ってない、いわゆる生活道路を通る車と同じようなもんだと。この書き方ちょっとおかしいんじゃないかと思っているのです。

それから自動車の走行機能の一体何が下がるんだと。先ほども9頁のエクセルの表でお見せしましたけども、いろんなファクターを入れて混雑度が1.22、122パーセントだということまで全てのことを加味してやっています。ですから今、1.2とかはそこら中の道路であるんですよ。それでここで、最後のところ、歩行者、自動車と安全性が損なわれるという。みんなあんなような混雑度で今、そこら中の道路が動いてるわけですよ。そんな当たり前のこと書いてるだけじゃないですか。それから一昨日の都市整備委員会の中では、あなたの考えた道路では保育園だとか幼稚園だとか、そんなのが数が多いとか、いろいろ追加で説明されてましたけど、私は要は基本的な問題がこの最初の拒否する理由では全く当たってない。むしろ私が書いた中で住民が本当にどういう気持ちで外環の2を見てるか、どういうことを期待したいかというのは、この前の話し合いの会の5分間スピーチでも話しましたが、全然それ読んでくれてないなっていうのがよく分かりますよ。

もうひとつ、この延焼遮断帯、これについては全く納得できません。じゃ、東京都さんが杉並のこの今、上石神井と西荻の間を通る道路、あれ7.4メートルなんですけど、安西さん、その11メートルとしている最低限が外環の2の場合は何メートルなんです。外環の2の場合の延焼遮断帯の巾寸法を数字だけ言ってください。

司会： 安西さん。

安西： 場所によって異なる場合がありますが、標準40メートルでございます。ただし、練馬の区間については22メートルに変更しております。

構成員O： 分かりました。ちょっとそのことでおかしいと思っています。図を使って説明させて下さい。

実は、防災都市づくり推進計画というのが東京都に立派なのがありまして、この中で延焼遮断帯のことも決めてるんです。そうすると、その延焼遮断帯とはこういうものですよという説明図があります。こんな感じです（提案図の図 10a 拡大版を示す）。そうすると皆さんご存じのように車が、道路が、アスファルトの道路があって、例えば街路樹がありますね。これが一般世の中でいう道路だと思うんです。ところが、いいですか、この外環の2という道路は今、安西さんが説明ありましたが、幅員は40メートルなんです。ですけども、車が1万5000台/日っていうのは道路からしたら大したことじゃない。片側1車線のこれ、東京都のこれ原案では7メートル、7メートルだと、車が通る所以外は全部緑で埋め尽くしますと。これは外環の2をグリーンベルトにすると云ってるんです。緑で全部埋めたいと。そうすると実際こういう感じになります（提案書の図 10b 拡大図）。車の通る所は7メートルです、7メートル。そうすると、私はこの場合には40メートルを道路の幅員とは呼べないんじゃないかと思うのです。延焼遮断帯っていうけど木は燃えないんですかとかこういう質問してるのですね。いわゆる道路っていうと普通こうですよ。街路樹なんかいいとして、普通アスファルトが全部、全面にあると思うのです。ところが外環の2っていうのは都市計画では幅員が40メートル、本当は高架の本線部分がなくなったらそれスパッと詰めて、もともとは十何メートルにしないといけないんだと思うのです。東京都はずるいですから、もう一度決めたことは全部もらい得だと、こういうことで当初の40メートルを譲らないわけですね。そうするとどうするかというと、しょうがないから木を一生懸命植えましょうと。それで結局車道の幅員は7メートル、7メートルなんです。ですから私が言いたいのは、その上石神井から西荻のバス道路は幅員が、7.4メートルあります。こちらの幅、広いんじゃないかと。で、おまえのこの道路は駄目だけど外環の2はいいんだという論法なんですよ。だからさっき40メートルでも、あるいは狭い所は22、練馬で22mになったようですけど、最終的に実際これは何メートルか分かりませんが、私が言いたいのは実際にこれ、ここで言う道路と呼べるのはこの所の寸法じゃないかということをお願いなんです。だから、あくまでもこの幅を使って外環を40メートルの延焼遮断帯だというのはおかしいんじゃないかという風に答えています。ということが一番私の言いたいところです。

構成員T： おかしい、本当におかしい。

構成員O： ですから今そこに先ほど説明ありましたが、用紙の裏側に書いてありますね。要するに杉並の提案もあったA区間では7.4メートルだと。けども本来は最低限でも11メートルなくちゃいかんと言ってるわけですね。けど外環の2では11メートルないじゃないですか。だから非常におかしいと思います。ですからこの東京

都さんがこういう理由二つでもってこの提案はもう不採用だと、もうオーケーできないということについては全く納得がいかないです。

それからもう一つ、内部的にはそうなんですけど、それともう一つ杉並区さん、これをとにかく区長ももう真剣に区として一生懸命考えて意見をあげるよと言ってのけるわけですよ。そういう意見を聞かずに、それでもう答えを出してしまっている。で、一昨日の都市整備委員会でこういう形で進めますということを書いて、ですから早く言えば都市計画審議会のリハーサルみたいなものですよね。あれで通過したらそのまま行くわけですよ。あのときの議案書はそっくりそのままに。

構成員T： おかしいんじゃない。本当におかしいよ。

構成員O： そんなことで私は非常におかしいと思っています。以上です。

構成員A： ちょっと、これ。

司会： 構成員Aさん。

構成員A： 今、構成員Oさんがおっしゃった、この理由っていうところで、外環の2は防災都市づくり推進計画において一般延焼遮断帯に位置付けられているって、これあくまでも外環の2の都市計画を構成員Oさんの廃止提案に対して存続させた場合のことなんです。構成員Oさんは現状の市街地を維持したいために、外環の2の都市計画で295メートルは除外してもらいたいって言うてるわけなんです。除外してもらいたいって言うてる以上は何も生活道路を延焼遮断帯に位置付ける義務はないわけですよ、現状の7.4メートルの道を。もう一度言いますよ、構成員Oさんはあくまでも現在の市街地を維持したいために外環の2の都市計画から自分の所の295メートル、これを除外してもらいたいわけなんです。

それであれば延焼遮断帯に位置付ける義務はないわけなんです。しかしこの文書で見ると、外環の2が延焼遮断帯に位置付けられているから構成員Oさんが都市計画で295メートルを、構成員Oさんのその都市計画提案っていうのは現状の市街地を維持するっていうために外環の2の都市計画を変更してもらいたい、ないしは、その部分だけ取り消してもらいたい、そういったことを4年間にわたって努力して言うてるわけなんです。

この文書で見ると、外環の2で構成員Oさんの都市計画を採用したとしても295メートルの部分は変更しない。これ矛盾してることなんです。構成員Oさんはあくまでも現状の市街地を維持したいために現在の都市計画を廃止してもらいたい、変更してもらいたい、それであるならば何も延焼遮断帯に位置付ける義務もないし、そうすればこの理由そのものが存続しなくなるわけですよ。

ですから、これを書いた人は一体誰なのかっていうことなんです、こういういいかげんな文書を書いた人間は。これ公文書ですよ、これ。税金使って、そういう人間がこんなでたらめ書くんじゃないかって言って納得いかないっつうの。あまりにもばかにしてるっていうの。ないしは、レベルが低いのかどっちかなんだ、これ。

安西さんも武田さん、誰が書いたんですか、この文書を。こういういかげんな文書を。これ小学生だって分かる。もう一度言いますよ、外環の2の都市計画が存続しているから延焼遮断帯がある、構成員Oさんは295メートルの部分はそこから除外してもらいたい、そのための都市計画提案制度でやってるわけなんです。それであるならば、外環の2が延焼遮断帯って位置付けられている以上は、外環の2の都市計画から除外されれば延焼遮断帯に位置付ける義務はないわけです。この文書そのものがもう矛盾してるわけですよ。あなた方矛盾してないと思って今日出席したんですか、ここへ。あまりにもばかにしてる、これは。誰が書いたんですか。この文書を。

構成員T： 本当おかしい。

構成員A： 武田さんと安西さん、言いなさいよ、ここで。税金使ってるですよ、あんた方。税金使ってる人間にこんないかげんなこと書かれて納得いかない。

司会： 構成員Aさんちょっとそのぐらいにしてください。他にご意見、ご質問等ありますか。

構成員A： あんた答えさせなさいよ、ちゃんと。

司会： 安西さん。

構成員A： 司会者、あなた、真面目にやんなさい、真面目に。

安西： この文書は、都のほうで作成した文書ですので、誰がということではなくて都として作成したものでございます。

構成員A： 個人じゃなくて公人としてやったんですよ、これ。公の人間として。あなた方ね、個人情報うんぬんということをおっしゃるけれど、あなた方のそこ、出席してるのはあくまで公人として、都の職員としてやってるわけですよ。これ都の職員が職権でもってこれ記載したわけですよ。あまりにも、これ小学生のレベルですよ、これ。

今までいかげんなこと散々言ってるけれど、それは確かにあなた方やってることは外環ジャーナルにするよう東京都の計画のたたき台、あそこにはっきり書いてありますよ。地上部はなくなったって。要するに地上部の計画がなくなったから現況の市街地維持されるってことを、地域の分断がなくなった、さらにあなた方は大深度地下計画に対して都市計画に変更する際に、東京都はあなた方が説明した内容は地域への影響が少なくなる、特に移転戸数を減らすとか、そういったことははっきり説明してるわけですよ、外環の2の計画が廃止っていう前提で。

そういうことについて私散々この間説明求めたけど、何一つあなた方は回答してない。交通の便利さとか快適な環境とかって、私が言ってるのはあなた方は今まで自分たちで出した公文書、公で発言した記録、そういったことに関して全く矛盾してるから私は今日も言ってるけれど、再三にわたって要求してる。本来だって司会者がきちっとここで回答させるべきなんです。私がしつこく聞くと、この間もまた私は司会者が分かったって言って話を変更する。司会者に私は理解求めてない。

司会者っていうのはもうしょうがないと思って諦めてる、レベル低くて。はっきり言って構成員Oさんが3年も4年もかけてやったものに対してあまりにも。

構成員T： そう。

構成員A： 何遍も言いますけど、行政っていうのは法律に基づいて事務を執行する。だけど構成員Oさんのものに対してあなた方は却下する以上は、構成員Oさんの提案制度が明らかに法律違反である、それを指摘しない限りはできないわけですよ。

あなた方、自分の胸三寸でできると思ってるけど、それははっきり言って憲法違反になる。もう一度言うけど、行政っていうのは法律に基づいて事務を執行する。法律に基づいて構成員Oさんの提案制度を受理したわけです。これを却下するには明らかに構成員Oさんの提案制度の内容が法令に違反してる。足し算が間違ってるとか、住民の名前が間違ってる、明らかに違うっていう点でない限りは、受理したものを最終的に採用しなきゃなんない義務があるんです、あなた方は。

建築確認制度もそうでしょう。胸三寸でうんぬんできるみたいなことを書いてあるけど、これとんでもないことだから。あなた方そこまでの権限はない。とにかく明らかにこれ小学生のレベルで間違いですよ、これ。295メートル、構成員Oさんが外環の2の都市計画から除外してもらいたいためにこれだけ苦労したわけですよ。だから一般の延焼遮断帯からうんぬんっていうの、これ全く関係ないことなんですよ、現状の市街地を維持で。

あなた方は計画のたたき台においても現況の市街地、地上部の利用っていう形で、ページ6の所でちゃんとそれを書いてあるわけですよ、国と東京都が出した文書で。それだけのことをしておきながら、なぜこういう間違いをやるのか。これ意図的なんですか、これ。

司会： そういう質問ですか。

構成員A： いや、まだある。

司会： それでは、まとめてください。

構成員A： 私がかねがね思ってるけど、東京都が今まで出した資料と公文書、ないしは公的な発言、それに対して全く矛盾した形でどんどん進めてる。ですから、私はその外環の2の計画の検討プロセスっていう段階で、一番この会が進展しないのは検討の進め方。だから私、今日最後にはこれだけ聞く。あなた方が東京都として、公文書にしろ、公的な発言にしろ、そんなのもいいかげんに一切もう眼中に置かない。とにかくその場でいいかげんなこと、でたらめを発表して、がんがんこの計画で進めさせていただく、そういった形で現実に練馬でやってきましたけど、私はそれは練馬方式とかって何とかって武田さんこの間おっしゃった。私もいろいろ資料見てる限り、練馬で圧倒的に反対意見が多い、議事録にも書いてある。しかしあなた方は編集とか、まとめということになると計画の推進のほうに結論が出てるんですよ。これじゃあ、一体何のための計画かっつうんですよ。で、あなた、武田さんもこの

間、東京都としてはこの外環の2の計画は必要だっていうことははっきりおっしゃっておきながら、じゃあ何のために7区市で地上部のあり方についての意見交換会を始めたのかっつうんですよ。初めからあなた方の計画をもう無視してるわけですよ、いろんな計画を3案出しましたけれど。

杉並区の初代のPI出席なさった菱山部長は「地下化した段階で地上部はなくなったっていうふうに解釈しております」ってはっきり言ってるわけですよ。で、その後任になった上原部長も話し合いの会でいつでも始まる冒頭に「廃止も含めたゼロという案から議論していただきたい」っていつでも言ってる。

構成員T： 本当だ。

構成員A： 現に杉並区はその態度を今までもって堅持してるわけですよ。

杉並区だけが自分たちの出した発言とか記録に対して責任持ってるわけですよ。東京都は全く責任持ってない。だから検討の進め方のプロセスで東京都はもう一切今までの資料とか、発言記録には責任持たないで勝手にやりますって言うならば私分かる。しかし、武田さんの議事録見るとしっかりと意見をまとめとか、しっかりと考えをというけれど、私は住民として、構成員としてしっかりと意見持っていると思う。自信がある。ぶれないから。しっかりと意見持ってないのはあなた方なのよ。東京都なのよ。本当にしっかりと意見持っていれば今まで出した公文書、今まで発言した記録、そこに責任持つべきなんです。そこら辺が全くかけらもない。あなた方の前任者は確かに大声出して絶叫しましたよ。それで事が済むかってことなんですよ。

検討プロセスの進め方があなた方は公文書に責任を持って、また今までの都市計画審議会が発言した記録、そういうのに責任を持って進める気があるのかどうか、最後それだけ確認したい。はっきり言って今までの矛盾に対して私は散々説明を要求してるけど何一つ回答しない。快適な生活環境とか、交通の利便性、私はそんなこと言ってない。今まで出した資料、あなた方が出した資料ですよ。私が作った資料じゃない。地上部のあり方について現況の市街地の維持もできるって書いてある。それは選択肢の一つとして、そういうふうにあなた方が公表してんですよ。そういうことに関して全く責任がない。自分たちが出したような態度全く見られてない。特に今日のこの文書見れば明らかに矛盾していますよ。ばかにしてる文書、これ。官尊民卑ですよ、これ。われわれをこの文書でだましている。だませると思ったか、われわれはばかだから分かんないだろうって。私はもう年でぼけてるけど、私だって分かるこのくらいのいい加減なのは。

じゃ、とにかく回答、誰がどういうわけでこれ。

司会： 二つありましたね。延焼遮断帯の件と、それから二つ目何でしたっけ、責任を持って書類を出しているかっていうことですか。

構成員A： いやだから、なぜこういういいかげんなインチキを文書で出したのかっていうこ

とについてですよ。それについてはっきり、安西さん、あなたはしゃべるの好きなんだからあなたに求める。

司会： 安西さん。

安西： 今日、都のほうからお配りしている A4 横のペーパーの理由書の中の黒丸二つ目の所ですね。ここの理由ということなんですけれども、一つちょっと誤解のないようにお願いしたいのは、私ども外環の 2 の必要性やあり方をご意見聴きながら検討していると思っています。思っていますし、そのためにこの話し合いの会を設置していろいろご意見を頂戴しているところでございます。一方で、この提案につきましては、都市計画法という制度、法の制度に基づきまして構成員 O さんからご提案があったものです。

構成員 A： 早く答えなさいよ、あなた。

安西： その提案は 300 メートルの所を廃止するという提案でございます。300 メーターを切ってしまうと車もそうですけども、南から北から道はつながるのに、そこだけ切れてしまうんですね。そのときに構成員 O さんに「これは延焼遮断帯どうなりますか」とお尋ねしたところ、構成員 O さんは 7 メーターで十分、先ほどの話ですね。7 メーターで十分機能するんですと、そういうご主張でした。そういうご主張だということのをわれわれ、構成員 O さんのご主張ということで分かった上で受理した。ただし都としては、防災都市づくり推進計画の中で都市計画道路は 11 メーター以上のものを一般延焼遮断帯として位置付けておりますので、構成員 O さんのご提案はそれは受け入れることができないと。そういうことなんです。

構成員 A： あなた全く答えてないよ、私の言ってることに対して。構成員 O さんの都市計画提案は外環の 2 の提案を、都市計画を排除して、つまり現状の市街地を維持するために除外してもらいたいってんですよ。だったら当然一般遮断帯から延焼遮断帯、これ除外されるわけでしょ。対象になんないのよ。あなたの回答なってないよ、それ今。

司会： ちょっと静粛をお願いします。

構成員 A： まじめに答えなさいよ。

司会： それでは、課長。

武田： 武田でございます。今のご意見ですけれども、確かに延焼遮断帯、一般延焼遮断帯でもいいんですけれども、都市計画道路、計画道路ですよ。ですから現状が道路とかではなくて、将来そういう道路になるであろうというところを位置付けております。

ですから、逆に今構成員 A さんがおっしゃったようにその部分がもし都市計画決定から廃止に例えばなるということになれば、当然その部分は将来の推進計画においてそういう検討がなされ、その部分について延焼遮断帯から外れるということとはあり得るとは思います。

構成員A： 外環の2は位置付けられて書いてあるよ、これ延焼遮断帯に。

武田： 現時点では都市計画決定。

構成員A： 外環の2からはこれは位置付けてる、外環の2の都市計画から除外されれば当然除外されることになるじゃない。

武田： ですから、今お話ししたように、現時点では都市計画決定という線が残っておりますので、そこの部分について、線がある所について延焼遮断帯という位置付けをしているということになります。

構成員A： そこから構成員Oさんの295メートル除外すれば延焼遮断帯がなくなるじゃない。

武田： ですから、先ほどおっしゃいましたように、295メートルでその連続線が切れればどこかの所からどこかの所、ちょっとそれは私は今は分かりませんが。

構成員A： いや、295メートルを除外してもらいたって言うてるのよ。

武田： ですから、延焼遮断帯っていうのはある連続性が必要なので、295メートルだけをスパンッと取るということは、多分この推進計画を今後の改定をするときにもしそういうことがあった場合はそういう形にはならないと思います。ただ、その前後を含めて延焼遮断帯がこういうふうにとどつつながるような形に変更するということはあり得ると思います。

構成員M： じゃあ、なぜ東京都が受けたんだよ。中村さん。

司会： 構成員Mさん。

構成員M： 傍聴者の意見は聞かないことになってんですけど、僕も聞こうと思ってたんですけど、構成員Oさんが提案出したときに代替案を出しなさいって言うって、出したときに今の理屈で構成員Oさんのやつははねられたわけでしょ。受理したんでしょ。矛盾じゃないですか。

それから、特に武蔵野市、関連でちょっと聞いていいですか。構成員Aさんのやつはもうじっくり、後で構成員Aさんも12-6で質問出してるから納得行くまで答えてもらおうと思いますけど、今この安西さんの説明と構成員Oさんの提案説明の中で3点ほど聞きたいことあるんですがよろしいでしょうか。

司会： どうぞ。

構成員M： 1番、これ伝聞ですんで確認を取りたいんですけども、16日の都議会の委員会で、山下部長から保育園や幼稚園のあるような所にはネットワークの道路作れない、これも一つ断る理由だって発言があったふうに私伝聞してるんですが、事実ですか。続きですから、三つあるから応答しましょうよ。

安西： 待ったほういいですか。

司会： それでは、安西さん。

安西： 一昨日、東京都議会で都市整備委員会がございました。その際にこの都市計画提案の内容と、都の考え方について審議しました。

構成員M： そんな長く聞いてません。

安西： その際に。

構成員M： 言ったか言わないかです。聞いてんのは。

安西： 説明の内容をご説明させていただきます。廃止提案の受理後、都は提案地域周辺に与える影響を調査するため、現地を実査しました。実査しましたところ、提案者の構成員Oさんが設定した迂回ルート你的生活道路には保育園2カ所と児童館1カ所が歩道のない所に面しており、飛び出し注意の看板が多数あるとともに、S字カーブ、東京女子大学の辺りだと思ひます、S字カーブの箇所に事故多発を注意喚起する看板が多数あり、都市計画道路の迂回ルートとして不適切と確認したと答弁してます。

構成員M： 今ので追加で質問ですけど、そうすると保育園のある場所には外環の2は作らないんだ。

司会： それは二つ目の質問ですか。

構成員M： 関連で確認です。

司会： 安西さん。

安西： もし外環の2ができたとした場合、その沿道に当然保育園や幼稚園が立地する場合がありますと思ひます。ただ、その場合、外環の2は車道と分離した歩道をしっかり設置することになります。今回の構成員Oさんのご提案、構成員Oさん自身が交通量をしっかりと計算されて出されていると思ひますけども、その歩道が十分でないような7メートル前後の生活道路、そういった所に車が2倍とか、あるいはもう4倍近く車が流れてしまうような提案なんです。ですから、そういった今でも歩行者の子どもの横断注意というような現状がある中で、さらに車が現状と比べて2倍、もしくは4倍というような数字になってしまうというのは、都としては、これは不適切というふうに考えたということです。

構成員M： ということは、武蔵野市の保育園は無視して、それは外環の2の計画路線上にありますよね。だから練馬区だって調べてみたら、今の22メートルから始まって、保育園、幼稚園、敬老館、児童館、あるかもしれないっていうのは実査済みですか。

司会： 安西さん。

安西： 今、お話にありました武蔵野市に保育園があつて、それが外環の2の計画線に恐らく掛かっているだろうということは私も認識しています。ちょっと議論として誤解がないようにしたいのは、道路沿いにそういった保育園とか学校とか、そういったものが当然立地することはあると思ひます。あると思ひますし、そういった所は歩道がしっかりと車道と分離されていることが望ましいと思ひます。現実として分離されていない所もあると思ひます。あると思ひますが、今回の構成員Oさんのご提案、例えば善福寺保育園とか井荻保育園、あるいは善福寺児童館の沿道を代替のルートとして設定されているわけです。その道路に。

構成員M： もっと簡単に答えてくださいよ。

安西： プラスアルファで車が乗ってきてしまうということなんです。要は、吉祥寺通りとか五日市街道ぐらいの交通量の道路があって、それを途中で切って、その車が保育園とかに迂回すると。

今やめればというお話もありましたけれども、この提案はあくまでも 300 メートルの区間を廃止するというご提案で、その廃止したときに、先ほどの構成員 O さんの資料の 12-7、8 でしょうか。赤い線で示したルートに迂回させれば交通が流れますと、そういう提案なわけですので、その提案に対しては今私申し上げたような理由で、それは不適切だという判断をしたということです。

司会： 構成員 M さん。

構成員 M： 司会者は今の答えが僕の質問の答えになっていると思いますか。

司会： 私が意見を言っちゃいけないことになっているので。

構成員 M： いや、ということは、構成員 M の質問に対して安西さんが答えてないんだったら、中村さんが答えなさいっていうのが司会者の務めでしょ。

司会： 私は理解しましたが、そう言っちゃいけないという方がいらっしゃるので。

構成員 M： 中村さんの言い方は上手だね。だって今質問してんのは、山下部長の発言が外環の 2 のところに敷衍するのかって聞いてんですよ。杉並だけ断って。保育園や幼稚園、児童館があるから断ると。

司会： 今だから、私が言うてはいけません。

構成員 M： 却下する。じゃ、武蔵野は、練馬は、って聞いた質問に対して安西さん今、延々となんか構成員 O さんの提案だとどうだこうだって答えてるけども。

司会： 最初に武蔵野の話をされてましたよね。

構成員 M： してないよ。

司会： もう一回答えてもらえますか。安西さん。

安西： 武蔵野市の JR 線の北側に保育園があって、それが計画線に恐らく掛かっているだろうという所にあることは私も承知しています。

構成員 M： 承知してるんでなくて、やるのかやんないのか聞いてんですよ。例えば外環の 2 だって八幡保育園、幼稚園あるんですよ、あそこに、八幡様のところに。小学校は無視した説明だもん。児童館と保育園と幼稚園として、中村さん、そういったふうに僕聞いてんですけど。

司会： 私が答えちゃいけませんので、安西さん。

安西： それでちょっと誤解してほしくなかったのが、外環の 2 を仮に整備すると決まった場合、そのときは当然面することがあると思います、保育園とか学校とか。でもそういう場合は、外環の 2 ができれば、車ときっちり分離された歩道が、それは必ず整備します、お約束します、というお話です。

司会： 静粛にお願いいたします。

構成員 M： じゃ、これ武蔵野にバトンタッチします。

司会： 二つ目の質問ということですね。

構成員M： 二つ目の質問ですよ。安西さんは、さっきこの構成員Oさんの5ページで説明して、杉並区に聞いたって言ったのか、何て言ったかはっきりそんなにコチョコチョとおっしゃったんで、そのCの部分。

司会： 安西さん。

安西： そのCの部分ですけれども、東京都が構成員Oさんのご提案を受けて都市計画を変更しないという考えを示す前に、杉並区さんに照会ということで、要は杉並区さんのお持ちの計画の中で外環の2のなにかに位置付けに関わることであるとか、あるいは構成員Oさんの提案された区域の周辺で何か道路整備計画とかお持ちなのかどうかということ进行调查させていただいたと。それを伺ったということでございます。

構成員M： もう1点じゃない。2点ですか、3点ですか。

司会： 安西さん。

安西： 2点、3点とはどういう。

構成員M： 今のは2点、僕が聞いている情報としては、その他今回の都市計画提案に関する情報はるかという問い合わせをしました。3点じゃないですか。

安西： そうですね。

構成員M： それは照会でなくて、質問でなくて、文書でもらったけど質問ではないのね。Cに該当しないっていう解釈ですか。というのは、田中区長はまだ文書いただいてないっていうのはっきり本会議で答えてるわけですよ。安西さんは照会とか、ちょっと問い合わせとかおっしゃってるけども、これはCに該当するのか。

司会： 教えてください。

武田： すいませんでした。Cの所につきましては先ほど安西のほうがお話をしたように、意見照会という形で上位計画、マスタープランの関係ですとか、生活道路、今あともうひとつあったその他、そういった形でご意見をお伺いしております。

今、言われたもうひとつの件につきましては、区さんのほうのちょっと答弁のお話において、私が言うのもちょっとあれなんですけど、あくまでも都が遅滞なく判断をするという、この資料でいう、ちょっと構成員Oさんの資料を拝借して大変恐縮なんですけど、Dの部分で書いてありますようにまず東京都が遅滞なく判断をすると。その判断をしたことを踏まえてご意見を賜る。そのご意見を賜るというところについてはまだ区のほうにご意見をお伺いをしていないという、そういうことでございます。

司会： よろしいでしょうか。構成員Mさん。

構成員M： ということはCじゃないのね。構成員Oさんの図面のCじゃないのね。

司会： だから、今構成員Mさんがお尋ねになったのは、Cのことを聞いたのですよね。

構成員M： これ、5ページ。

司会： Cのことについて聞かれているんですよ。

構成員M： CなのかCじゃないのかって聞いてんだよ。

司会： だからCのことは今、私が答えちゃいけないから、武田さん。

構成員M： いや、それで武田さんの説明だと、Cじゃないというふうに聞こえたんですが。

司会： いや、そうじゃないですね。私が言っちゃいけないんですよ。

武田： 説明がちょっと不足して大変申し訳ございませんでした。Cのところ東京都が判断する前に一度区のほうに、先ほどご説明させていただいたように都市計画マスタープラン、それから周辺的生活道路の整備が何かあるのかないのか、その他何か情報ありますかということをお伺いしているところがCでございます。その後、今後、東京都が今回一応判断というか、形を皆さまというかお示しをしておりますので、それを受けて今度は必要に応じて区市町村に意見を聴くというところで、この考えについてのご意見をお伺いするという形になります。

司会： 構成員Mさん。

構成員M： そうすると、Dのときに初めてご意見を聴くわけで、Cは照会。いや、田中区長が誤解されてると悪いからさ。

司会： いやだから、今Cをやりましたと。すいません、私が言っちゃいけないらしいので。武田さん。

武田： 申し訳ございません。Cはもうしております。ですから、そのYコースの次の所に構成員Oさんの資料でいうと、赤くくってある必要に応じて区市町村に意見を聴くというところがあるかと思えます。こちらのところで都の判断をご説明をし、その判断についてどうでしょうかということをお伺いをするということをやります。

構成員M： もう一遍確認します。確認しますよ。今言ってるのはCなのかって聞いてんの。この構成員Oさんのチャートの中のCですかって聞いているわけです。

司会： 静粛にお願いいたします。Cについて聞いているんですよ。

構成員M： いや、だからCについてやったってことですね。ちょっと待ってください、区の意見は後で聴くからさ。今、都に確認するんです。

司会： 武田さん。

武田： 都としては杉並区さんのほうに意見を聴くということでマスタープランの関係、それから生活道路の関係、その他ということで意見をお伺いしたということがございます。

構成員M： 意見聞いたんですね。

武田： はい。

構成員M： それで照会と意見どう違うんだ。今意見を聞いたっていう武田課長。ちょっと待てよ、終わってからにしてくださいよ。うるさいよ。

安西： 事務手続は進めてました。

構成員M： うるさいって。

構成員A： 待って、我慢しなさい、我慢。

構成員M： 意見を聴くって今武田課長はおっしゃったでしょ。区は区議会での答弁では照会があったって聞いてんです、意見じゃないんです。それで今、その後で今度、大竹部長には申し訳ないんですが、確認したいんですが、1と2と3についての答えね。大竹部長のほうからの答えとして私はお聞きしてる。

これがもし間違ってたら訂正願いたいんですが、杉並区の都市計画に関する上位計画。区の場合では都市計画マスタープランで外環の2はどのように位置付けられてるかという1番の質問に対して、大竹部長が答えられたと聞いているのは、1の回答は、外環の2は必要性の有無についてゼロベースで検討中ですから、当然マスタープランまだ作ってないし、構成員Oさんのやつどうだって聞いてもそれまだ考えてないんだからってという答え、照会の答え言ってるわけですよ。それを意見聞いたと言われたら大竹部長の立場なくなりますよ。

事務手続きちょっと照会来たから答えたっていうのと、外環の2はこの構成員Oさんの提案がいいと思うか、悪いと思うかというのが意見でしょ。

区として構成員Oさんの提案採用したほうが良いと思う。いや、こんなの悪いけど構成員Oさんのご苦勞は悪いけれども、却下したほうが良いと思うよというのがご意見じゃないですか。

司会： それはだから、Cの下の所。

構成員M： ですから、今の質問に関しては、質問した本人も後ろにいらっしゃるんですよ。だから、答えられた大竹部長もいらっしゃるわけですよ。そこで、都がそういう話をしたらおかしくなる。それで杉並区は、まだ外環の2は必要性の有無から検討してますなんていうやつ、話の段階のときに、16日の午後からの会議でこの間くださったように、保育園のそばにあるからこれは受理しないとか、そういうことで報告で済ますというのはあまりに杉並区をばかにしてるし、杉並区議会もばかにしてるし、この構成員も本当ばかにされてるというふうに僕理解するんですが、いかなものでしょう。

司会： ばかにするかしないかはちょっと別として、ご質問はCについてやったのかどうかと。

構成員M： それから、今、大竹部長には申し訳ないけどもご確認いただきたいというお願いしたい。

司会： 分かりました。まず都のほうはCについてやったと。安西さん。

安西： お答えします。意見を聴くCの所というのは意見を聴くとなっているんですけども、ここに第15条の2の2項と書いてあって、これは都市計画法なんですけども、この都市計画法の規定というのが、都市計画の案を作成しようとするとき、この段階では、この構成員Oさんのお示しのとおりXコース、Yコースってまだ決めてませんから、場合によっては変更するというケースもあるわけですね。その案を

作成しようとするときは関係する市町村の方に対して資料の提出等、そういった協力を求めることができるという規定がありまして、その規定に基づきまして杉並区さんでお持ちのそういった計画等の資料の提出のご協力を依頼したと、そういう形のものなんですね。それが意見を聴くということとなじまないということなんでしょうけれども、そういった法の趣旨で杉並区さんから情報提供いただいたと。で、都が今回この判断をしたことについては今後杉並区さんに意見を照会いたしまして、この都の考え方についてのご意見は今後きっちりいただいてまいります。

司会： それでは構成員Mさんのお話だと、大竹部長さんにそれでよろしいかっていうことですかね。

大竹： 12月16日に都から区のほうに文書が来しました。

その中では、照会という文書です。ここでは意見を聴くとなっておりますけど、役所間の文書の中ではいろいろな言葉遣いがあるって、照会って言葉が表題の中に入ってます。私、区議会でも答えましたけど、このときにはこの丸5のCの段階でございます。まだ、都がどうこうするって意志決定を決める前に区のどういう状況だと事前調査的な照会ございました。その中で一つ目は外環の2の区の都市計画マスタープランの位置付けがどうなってますかという質問がございましたので、区の街づくりの都市マスタープランではその2というのはゼロベースで検討を続けるものというふうになってるということで回答しました。

それから2番目は提案区域内、構成員Oさんの提案区域内の生活道路を拡幅するとか、新しく整備する計画はあるかという問い合わせでした、周辺区域含めてですね。それについては杉並区の行政計画の中でも、マスタープランでもそのような計画はないということで回答しました。その他のところについては特になしということで、あくまでも事前の調査ですから、都の考えを区のほうに示されて意見を求められたことではないです。あくまでも区が構成員Oさんの提案の内容の街づくりについてどういう計画があるか、行政の上位計画がどんなものがあるかという問い合わせでございました。

もうひとつじゃあ、今後必要に応じて区市町村の意見を聴く、下のほうにありますけども。今後、多分、今もめてるのはいきなり都がこういう形で議会のほうに意見を出して、区のほうに知らせてなかったのかということだと思いますけど、私も正直言って、ここ区議会議員の先生来られてますけど月曜日に答弁しました、本会議で。で、まだ来てないというお話をきちっとしてました。意見照会来てないっていうのは下のほうにある、必要に応じて区市町村に意見を聴くということは都の具体的な方針が都は内部で決めたと、決めたいと、決めるのに当たって地元自治体の意見を聴くというのがこの段階です。で、この内容についてはこの間の議会の、議会中でも都からもきちっと聞いておりませんし、意見照会は来ておりませんでしたので、区長のほうも来てないというお話を答弁したということです。以上です。

構成員T： いずれにしてもおかしいんじゃないの、だけど。

司会： よろしいですか。構成員Tさん。

構成員T： 今の話聞いてると、それっておかしいんじゃないんですか。こんなに住民が一生懸命になってる、本当に生か死かという問題なのに聞いているの、言わないのって東京都もきちんとしたことを区に聞いて、区長さん本当に私も会いましたけれど、そのことは本当に相談に来てないって言ってましたよ。

だからもうちょっと住民のために思ってくださいよ。なんかもう、ものが歯に挟まったみたいな言い方ばかりして、言い逃れみたいにばかり聞こえますよ。杉並区の区長さんだっちゃんとか都が事情話して両方でもってこういうことをしたらいいかっていう、そういう相談ってできないんですか。頭から外環の2を作ることばかり言ってる。おかしいですよ、本当に。ここに何枚もいろんなところに書いてありますけれど、この地上の外環の2はないんですよ。ないけれど、地下に作ったんだからないんですよ。私たちはそう思っても、昔の慎太郎さんとか扇千景さんに聞いてますよ。そういう資料があります。それなのに全然自分たちは違うってような関係で、外環の2を上を作るって言うんだったら、それだったらもう地下なんてやらないで、地上に作ればよかったですよ。今この地震があったり、いろいろな国中が騒ぐようなことがいろいろ起きてるのに、何を考えてやってんのか、本当にもう私としてはもうあなたたち情操教育を受けてながら何を考えてるのか。もう少し国民のため、住人のために思って、国のためも考えてみてくださいよ。

私も本当におかしいと思いますよ。この答え方がもっともっと杉並区がこういう問題起こしてるんだからお願いします、やめてくださいって言ってるのに、区長さんに宛てるちゃんとした書類ももう腹割って話しするのが当然じゃないんですか。反対、反対って私たちが言ってるのは分かってないんですね、あなたたちは。ただただやろう、やろうとして。上、外環の2は必要ないんですよ、よく分かってください。

司会： 構成員Mさんの質問っていうのはこれでよろしいですかね。三つ目っていうのは。

構成員M： 混ぜてました。大竹部長にわざわざ言っていたいて。

司会： それでは、よろしいわけですね。他に何かご意見、ご質問ありますでしょうか。構成員Cさん。

構成員C： ここちょっと数回またちょっと出られなくて申し訳ありませんでした。

それで、今日はちょっと2点だけ、いっぱいちょっと確認したいことあるんですけど、2点に絞ってお伺いしたいんですけども、現状、今ちょうど構成員Oさんが出していたバス通りございますね。あそこの幅員が7.4メートルっていうことで話が出てたんですけども、その7.4メートルっていうのは現状の幅員なんですかね、現状というのは。今家が建っている状態で道路としてあるのが7.4メートルっていうことですよ。ちょうど八幡橋の所に昔、小池歯科っていう歯科医院があったん

ですけども、そこが先日立て直しまして、その時点でバス通りから実は1.8メートルほど敷地が道路側に1.8メートル出たと。それを今回は敷地としてはその1.8メートルを元の道路に抛出しなきゃいけないっていうことで、1.8メートルほど今なんか謎の歩道みたいな状態があるんですけども、考えるとそこだけ1.8メートル引いてるっていうのは多分ないんじゃないかなと考えるんですけども、そうすると仮にその1.8メートルがそのままずーっと、実は他の敷地もみんな出ますよっていうことで引っ込め、正規の場所に戻すと、それだけでも結構道幅が1.8メートルほど増えれば9.2メートルになるので、そういうことがどうかっていうことを一回ちょっと質問したかったのがまず1点なんですけども。

司会： 1点ごとでいいですか。

構成員C： はい。

安西： ちょっとすいません。

司会： 安西さん。

安西： 聞きそびれちゃったところあったんですけど、今のバス通りが7.4メートルの区道で、1.8メートルバックした理由等ですか。

構成員C： いや、だから。

司会： いや、1.8足せば9.2になる。

構成員C： いや、ていうか、その1.8メートルっていうのがもともとは道路用地だった所が実は越境してた。道が出っ張ってた。それで、それを立て直すに当たって当然元の敷地に戻さないと確認が下りませんので元に戻したと。そうすると、今1.8メートルのその建物の間口分だけ1.8メートルなんか中に変な歩道みたいな状態が出てるんですけども、それがその土地だけっていうのもちょっと考えにくいかなと。実際はどうなのかなっていうことをお伺いしたいんですけど。

司会： 課長さん、どうぞ。

武田： すいません、多分的確に答えられないかと思うんですが、まずその1.8メートル下げるとというのが本来であれば公団上道路であった、もしくは境界上道路であった。それで、その道路の所に1.8メートル出っ張って家を建ててしまっていた、もしくは庭にしていたということで、それを今後建て替えるときに区との境界確定をした際に、1.8メートル出っ張ってると分かったのをそれを下げて、道路として元に戻したというか、抛出したか分からないですけどして、残りの所で建てたと。そうすると元の道路の幅員は7点数メートルあるんで、プラス1.8メートル下げたら9点何メートルになるだろうと。その9点何メートルになるというのがそこだけではなくて、それに連なっている所も同じようにみんな道が出っ張っているのではなかろうかというようなご質問かと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

構成員C： それはそうです。

武田： その部分についてはちょっとすいません、私たちは分からないです、正直言っ

て。

構成員C： だからそういうところが不思議なんですけど。

司会： 緒方課長さん。

武田： 申し訳ないです。

緒方： すいません、直接所管ではないのですが、ちょっと知っている情報で、ここは確かこの家に面して道路の間に、道路と民地の間に水路。

構成員C： そっちのほうじゃないです。それは。

緒方： バス通りですよ。

構成員C： バス通り側です。

緒方： 確か。

構成員C： バス通り側にも水路が回って。

緒方： ちょっとこれが公式な発言になってしまうと、ちょっと地図で確認しないと、公図とか確認してないんですけど、確か水路だったか。

構成員C： そうですね。

緒方： 越境しているのが当然境界のとおり是正して建て替えを建築のほうで指導して、建て替えたところだと思います。ちょっとそこは道路区域になっているかどうかはちょっと現時点では、調べれば分かりますけど、当然越境していたら道路か、または水路に越境していたので、是正指導をして建て替えたということです。その路線自体、バス通り自体はそうやって拡幅する計画はございませんので。

構成員C： 拡幅する計画というか、現状で。

緒方： 現状の、境界通りには是正したという。

構成員C： それは間違いないという。

緒方： ということですね。

構成員C： 部分的にその部分、こっただけが。

緒方： 公有地に。

構成員C： ということですね。

緒方： 越境していたってこと、それを是正したという解釈で。

構成員C： 分かりました。

司会： 二つ目というのは。

構成員C： 二つ目は、繰り返しになるかも分かんないんですけども、私もちょっと構成員Oさんが都のほうに提出して、それに対して報道等でも新聞なんかでもちょっとチラチラ見ていたんですけども、それによるとさくら町会が出した200何メートルはやっぱりそこだけは、そこだけ外すわけにはいきませんという話だったですよ。そうすると、じゃあ杉並区だけかっていうと、杉並区はやっぱりある一部で、で、やっぱり練馬から杉並、武蔵野、三鷹と続いていきますよね。そうすると仮に杉並がやっぱりやりたくないということで、じゃあそこはやらないような方向に行きまし

ようという話もありだという最初話をしていたんですけども、それに行くとこの杉並だけで話し合いをしても意味がないんじゃないかと。あくまでもやっぱり全体の中でどういうふうにするかを決めないと、全くなんか意味がないような気がするんですけども、その辺はちょっと繰り返しになりますけどどういうふうにお考えなんですかね。

司会： 安西さん。

安西： この話し合いを進めて今後どういう形で道路のあり方が定まっていくのかと、意味があるのかというお話だと思うんですけども、そもそもこの外環の2のこの話し合いというのが、やはり外環を地下化したときにいろいろなご意見いただいて、それまでにもたくさんのご意見いただいて、外環が地下に行ったんだからもう地上部にはないだろうと、先ほど構成員Tさんからご意見いただきました。そういったご意見もたくさん頂いて、そういった中でやはり沿線区市さんから、例えば杉並区さんからは外環の2についてその検討の進め方、検討のプロセスをちゃんと明らかにしなさいと。それで、こういった形でオープンに議論して必要性の有無から検証しなさいという要請をいただいて、杉並区さんだけでなく他の区市さんからもいただいています。そういったご要望を私ども重く受け止めて、こういった話し合いの会というのを開催させていただいているという、そういう認識でございます。

ですので、まだ必要性とかそういったところの今話し合いをさせていただいている段階ですので、今後どこからどこまでだったらいいかとか、どこがその道路の区切りなのかとか、そういったところというのはまだ今後の話し合いも含めた検討の中で決めていくことになるので、まだ今明確なお答えというのはできない、答えがない状態です。

ただ、今回のこの都市計画提案というのはこの話し合いとはもう別に、法の手続に乗っている話ですので、この300メートルだけ切るっていうご提案についてはちょっと私どもとしてもちょっとなかなかこれは難しいと。皆さま方は、それは受け入れたほうがいいんじゃないかって、そういうお話なんでしょうか。

構成員A： あなた、そんな権限ないよ。

司会： 構成員Cさん、よろしいですか。

構成員C： ちょっとじゃあ最後、質問ではないんですけど、ちょっと先ほど安西さんのほうで、今回の保育所の問題で今度は新しく道路が整備されたらきっちりと歩道と車道が区別つく、はっきりと明確に区別されるので、それで安全を保たれるというふうに簡単におっしゃいましたけど、実際には保育所とか、そういうところにはお母さまとかお父さまが車で皆さんを送り迎えするわけですよ。そうすると、その時間帯はもうその辺りもう車だらけになるわけですよ。そういう状態になるっていうことはやっぱりそれだけでは解決しないんですよね。

だからそういう机上の空論じゃないですけども、もう少し現状そういうものが来

たときにどういうふうなことが発生するかっていうのをきちっとやっぱり検討してそういう計画を進めるなり、発言についてもそうですけどもしていただきたいなと思います。

司会： それでは、構成員 I さん。

構成員 I： もう 1 時間 45 分たちまして、今日の議題のごく一部しかできなかったんですけども、少しわれわれのほうにも問題があるかと思えますけど、もう少し要領よくやって大事なことをしっかり議論していかないと、せっかくやった話し合いの会議がまた伸びに伸びて大事な話ができなくなっちゃうんで、その辺をしっかりとやらしてもらいたいと思うんですけどね。それは司会さんに頑張ってもらわなきゃしょうがないんですが。

構成員 A： 無理だ。

構成員 I： 司会さんも大変だってよく分かりますけど。それで構成員 O さんの話について。これ僕の感想なんですけど、構成員 O さんが出した提案っていうのは外環の 2 に自分たちの関係する分ですか、300 人とか 200 何人、あの分について要らないっていう提案を出したわけですよ。ね、そうでしょ。

構成員 T： そうです。

構成員 I： そうすると、僕、聞いてると都のほうはすごく意地悪だと思うんですよ。外環が要らないって言った人に対して、外環が作る部分がなくなったら困るから代替ルートを探せなんていうようなことが延々とやってですな、素人にやらせて。それで、受け付けないでしょ。そんなのだから、要らないって言った人には代替ルートなんて要らないよ、もともと。だから代替ルートを考えるのはあなた方が考えるわけですね。それでそういう、いや、僕はそういう筋だと思いますよ。

構成員 T： そうよ、決まってることを。

構成員 I： だから、それをこのままちょっと今舂添さんが言ったように都市計画の手続ののっとして粛々とやるっていうからやるんでしょけど、そんなことであらぬ努力を構成員 O さんにさせるっていうこと自身がおかしいんですよ。これがみんな不信感につながってくんですね。

それで、さっき言った付議とか付議じゃないっていうのも付議に決まってる、かけるんだからさ。言葉のあやみみたいなこと言わないで、法律に書いてあるんだから。それで、今回一番問題になってるのは必要性、必要性って言うけど、外環の 2 の必要性というのは東京都のほうがいろいろ資料を持って、それで道路交通の体系つくってあるんですから、言葉としては必要でってなってるけど、きっかけとなったその外環本線が地下に潜るにあたって、住民の皆さん、この規約に残ってるけどこの道路要りますか、要りませんかっていうことを単純に求めたわけですよ。必要性の議論はそれはそういうこともあるかもしれないけど、それはやっぱり僕が言うところ誤解を招くかもしれないけど、東京都は今までこんなこと言ってないけど、この道

路が必要があるかないかっていったら必要なんじゃないですか、やっぱり、それは。だってあの道路は幹線道路ですから、あれだけの交通量を南北にさばくことを前提に全体のネットワークができてんだから、なくなれば当然どっかに作るってことしなきゃおかしいわけですよ。それで、だからそれは、そういうことをこの会議でやっているわけじゃないんですよ。そもそも国幹道は、外環道路ってのは国家、国民的な道路で、この道路は都市計画道路みたいな今回の道路よりもはるかに重要な道路なんです。それでもこれを住民の協力が得られないということの判断の下に国土交通省、ネクスコかもしれないけど、地下に潜ったわけですよ。それと同じ場所にさらにそれよりランクの低い、さらにさらにランクの低い道路を作って、それでそれに住民の協力が得られると判断すること自身がおかしいんじゃないですかね。

構成員T： そうだ。

構成員I： それをもう一度住民に聞いてるわけでしょ。そのときみんな嫌だって言ってるわけですよ。そこのところに議論は僕は絞られるべきだと思うんです。これが公共事業っていうのをやるときに本当に必要だったらもうぶれずに、さっき構成員Tさんも言ったけど地上に作んなさいよと、高速道路も都市計画道路も、そういうことになるんですよ。ぶれずにやって、粛々とやるべきじゃないですか。いったんぶれてこんな大事な国家、国民のために大事な国幹道は地下に潜ったら、いや、それ反対して地下に潜ったと、そういう実績があればこんな道路を住民がじゃあ作りますって賛成するはずがないでしょう、だってそんな。

構成員T： そうです。

構成員I： これは絶対に諦めませんよ、皆さんは死んでも諦めませんから。

構成員T： そうですよ、本当よ。

構成員I： そしたら公共事業っていうのはまずやっぱり一つは実現しなきゃ意味ないですよ、幾ら必要なものでも。すると、実現に対する見通していうのをあなた、東京都で立てると、それってもう大事なことなんですよ。見通しなんか立たないじゃないですか、だって。絶対反対するに決まってるんだから。僕はこの会議やるときに、この後始末をするっていうか、廃止をするという前提に立ってもう一度廃止をして計画が残ってるから、確認のために皆さんに本当にいいんですねって聴く会かと思ったんですよ。

構成員T： そうです。

構成員I： そしたらいつの間にかやる会議みたいになって、必要性、延焼遮断帯、そんなの道路ができれば遮断できるに決まってるんで、それを目的に道路を作ることじゃないことぐらいもう当たり前なんですよ、そんなもん。

なんか議論を他のほうに持って行って住民の心を無視してる。要するに公共事業やるってまずぶれていて駄目です。ぶれて一回駄目になったらまた元に戻るわけないんだし、別のところだってできないですよ。他のところ持ってけば、あそこで反対し

たらこっちに来たんだったらこっちも反対してやるってなるから。だからこれは必要と思ったら最後までぶれずに死ぬまででもやるべきなんですよ。それやめて地下に潜ったんだったら、これはやめるべきなんです。それがまずぶれないことね。

もうひとつは将来の見通しを立てなきゃいけない。見通しは立たないでしょ。したら公共事業っていうのでできないものやめるべきじゃないですか、そんなの。それも第一、僕たちのところに放射5号線ってあるんだけど、まっすぐ行く道路が久我山病院とかいろんなあれがあるもんだから、あそこ最初まっすぐ行ってたらしいんだけど、用地買収が大変だっていうことで玉川上水の上に来ちゃったでしょ。あんなのやりやすいからって来るのもそれは変な話なんだけど、首都高速が日本橋の上に建ったのと同じようにね。そういうようなことでまずぶれてると、見通しが立たないものをやろうとしてる。

それから一番いけないのはやっぱり住民の気持ちの、人の心をもてあそぶようなことをやっちゃいかんってことですよ、僕は。

構成員T：　そうです。

構成員I：　それ何かって言うと、あそこに、地下に潜るときに東京都もそうだと思うんだけど、知事もなんか言ってんだよね。

国土交通省、ここに大畑さんとか今村さんが何も発言してないでずっと2時間我慢して聞いておられるんだけど、国土交通省のパンフレットに絵が描いてあるんだよね。それに住宅とかなんかあって地上の環境は崩しません、今のままでずっと絵を描いてるでしょ。その絵描けばこれ誰だってもう地上に道路、どこもなくなったと思うんじゃないですか。

構成員T：　そうです。

構成員I：　新聞の記事とか構成員Oさんが描いた、出してくれたのを見ると、石原さんもあの人も何も分かってない、尖閣問題引っかけ回したけどどうしようもないと思うんだけど、あの人もいなくなった。やらないつつたんだよね。

これはあれですよ、武田さん、課長さんも偉いんだけど武田さんじゃなくて知事が言ったんだよ、あれ。

構成員T：　そう、本当なのよ。

構成員I：　それで、そう言ったらみんなフンフンフンと思うよな、構成員Aさんね。そしたら今度いつの間にかやるようになったら、これはもうまずがっかりするより怒るよ、ものすごく。そうふうにして公共事業やる際に当たって、関係者が人の心をもてあそぶようなことはいかんのじゃないですか。あなた方は税金で仕事してんだからさ。その3点についてもなっていないわけですよ。だからこれに絞ってやってもらいたいね。だから早く、もう往生際悪いね、あなたたちは。諦めなさいよ、もうこれ。できるわけないんだ。

構成員T：　構成員Iさんの言うとおりでですよ、本当に。

構成員 I : というのが、要約した僕の意見なんですけど、もう少し要領よくやらないと。それは皆さん意見言いたいけど、僕も言いたかったんだけど、45分間もずっと同じ議題、大事な議題ではあるけども、この本来の議題から沿ってはいるんだけどちょっと他にある議題もあるのでやってほしいですよ、もう今日これで終わっちゃうんだけども。今後しっかりやってもらいたいと思います。で、諦めてください、早く。

構成員 T : 諦める方向に持ってってちゃんとやればいい。

構成員 I : 武田さんがうーんとうなって首横に振ったけど、諦めないんだったら僕らに意見聴かないで、都市計画の手續にのっとして公聴会やって縦覧やって粛々とやりゃいいじゃないの、舛添知事が言ってんだから。もうやるのが矛盾してるんですよ、と思います。

司会 : 構成員 A さん、簡単をお願いします。もう 50 分になってしまいました。

構成員 A : 今日は私いろいろ言いましたけど、先ほどまた安西さんが地上部の道路は要らないっていう住民からのたくさんの意見がありまして言うけれど、確かに住民からの意見はあるけど、一番最初にそう言ったのは東京都と国なんですよね、計画のたたき台で。地上部の利用って形で現状の市街地が維持できる、そういうことを公式な書類で認めてるわけです。さらに、地下化するときの都市計画決定の都市計画審議会で東京都の担当者の説明が、地上部の移転戸数が少なくなるから、地下化したって、そういう形で東京都自身が説明してるわけなんです。外環の 2 は、外環本線と同じほ幅員があります。重複してます、地図で見れば。そういった形で外環本線が地下化すれば地上部の移転戸数が少なくなるって言うてる以上は地上部の道路建設はないって考える。それを前提に担当者は説明してるわけなんです。

ですから、私は検討のプロセスについて、あなた方があまりにも今までの発言とか今までの公的資料、それを無視して、よく議事録見ると武田さんなんか皆さまと一緒に考えていきたいとか、しっかりと考えをまとめながら言うてるけど、われわれは反対してるんですよ。だから、私はあなたと一緒になんか考える必要ない。あなた方がなんか必要だと思ってるってはっきり書いてある。ですから、あなた方は今後どのように検討をプロセスとして進めていくか、一番大事なそこなんです。われわれに対してあーだこうだ言うの、あなた方がぐらついてんですよ、私はしっかりしてる。昔から反対してる、ぶれない。だから次回までに今までの資料を全部、もういいかげんなクズとしてわれわれを東京都は扱ってんだって。

あくまでも発言も全部でまかせで、その場限りで忘れてほしいってそこまで言うんだったらちゃんと納得しますよ。しかし、どうもあなたなんか時々見るとしっかりと考えをとか、皆さまと一緒にうんぬんって言うけど、はっきり言って私あなたと一緒にには迷惑である。私は反対してんだから。あなた方作りたい、その辺をどのように検討していくかっていう一番大事な、どういう形であなたが進めてるかって

いうことはなっていない。本来だったら司会者がそれをちゃんと整理すべきなんですよ。

ところが何遍言っても反省してるって口だけでなっていない。

構成員T： 駄目なの。

構成員A： 一番大事なのはどのように検討のプロセスで今までの公的資料、公的な発言、それを踏まえてあなた方が進めていくか、あくまでも7区市で独自に話し合いの会を進めたんですよ。そのときにちゃんと選択肢として現状の市街地もあるってことも言ってるんです、ただし条件付きになりましたけど。構成員Oさんがやったということについてあなたがあまりにも軽んじてる。ですから私はさらにこういった形であなた方が作った資料ありますね、構成員Oさんの都市提案に対する反対の意見の。どう見てもこのさっきの一般延焼遮断帯、この文章は間違ってるからきちっと改めてほしい。こういった間違った形でいろいろな議会で説明するのはこれは非常に議員に対しても将来的にも問題があることです。

だから、あくまでもきちっと、今後どうするかということについてあなた方がしっかりしていないですよ。われわれに対してしっかりと意見をまとめてうんぬんって言うこと言ってるけど、とんでもないつうの。

司会： はい。

構成員A： ですから中村さん、あなたが司会者として辞めろなんて私は言ってませんよ、もうここまで来たんだから。ただ公正に、公平に、最後まできちっともう反省は無理だから、あんたは。次回までにきちっとそこら辺を武田さんも安西さんも決めてきてください。

司会： 簡単をお願いします。

構成員O： 最後に一つ、提案のことでちょっとお願いします。先ほどの話の中で区に意見を聴くの2回書いてあると。で、もう一回意見を聴くってありますね。その意見を聴くってのは尊重して聞いてくれるんですか。もしくは単に聞き流すだけですか。

構成員T： 本当。

構成員O： ぜひそれは聞きたいです。単に形だけポーズ取るのか、本当に尊重して聴くのか。

構成員T： その調子なの。

構成員O： それをちょっと聞かせてください。傍聴席には区議の先生も見えていますので。最後に一つ、実は今日私の提案したホットな話題で1時間半もかけてしまい、本来なら事務局で用意してくれた今日話し合う予定のテーマ、私もこれらについていろいろ聞きたいってことがいっぱいあったのですが、ほとんどが流れてしまったということで、実はこの会前回やったのは半年前なんですよ、8月。この分だと次回は今年の8月でしょ。そんな先ではなく、今回は特別、飛び込みのニュースがあったってということで、私の希望は1カ月以内に本来の議題、これらを話し合いするような、何とか機会を持ってもらえませんか。でないとこれ、雪だるま式に膨れちゃ

って、なにか飛び込みが入ったら全部流れてしまう。そういうことでは、なんかちよっと申し訳ない気持ちもあり、私自身も本来聞きたい内容だったのですが、ちよっと聞けなかったっていうことで残念に思ってます。ですから、早いチャンスで開催して戴くように武田さん、計画してください。

司会： それでは、武田課長さん。

武田： まず最初の質問ですが、杉並区さんからの意見に対して都がどういう扱いをするのかということよろしいですか。それは意見を踏まえてきちんと内部で検討もさせていただきますし、尊重もさせていただきたいというふうに思っております。

2点目なんですが、申し訳ございません、1カ月というのはちょっとさすがに不可能ですので、会場の関係、あとこういふこと言うとおしかりを受けるかもしれませんが、3月はやっぱりわれわれ行政、議会の真っ最中でして、どうしてもそれはご理解いただきたいなと思っております。

構成員O： そうすると3カ月後ですか。

武田： それはちょっと戻って調整とかいろいろさせてください。いろんな状況もありますので、皆さんがそういった意味で早くやりたいというお気持ちは今日聞きましたので、どういう形でできるのか、ちょっと今回答はすいません、できません。ただ1カ月というのは本当に不可能なのでそれだけご理解いただきたいと思います。

構成員O： 半年後にはしないでください。

武田： 頑張ります。

司会： もうやめろという放送も入っていますので、本日のまとめ、事務局のほうからお願いします。

事務局： 本日のまとめをさせていただきます。

本日は、次第2で第11回の議事録、議事要旨の確認ということで、資料12-1、資料12-2について確認していただきましたので公表させていただきます。

次に、次第を変更して4.報告事項「外環の2廃止の都市計画提案受理」について都から報告し、その内容について構成員Oさんから説明していただきました。その後、構成員の皆さまからご意見、ご質問を頂きました。

次回につきましては、議事録、議事要旨の確認後に地上部街路に関する各構成員からの意見、報告事項、これは外環の地上部街路練馬区間についてです。前回からの持ち越し事項等といった形で進めさせていただきたいと思います。

事務局からの報告は以上です。

司会： よろしいでしょうか。構成員Mさん。簡単をお願いします。

構成員M： 構成員の意見を聴くということで、この間の私まだ後でいいって言ったのに誰も言ってこないから構成員Mさんやってくれてこう言われて、慌てたんですよ。

それで今まで自分の意見は言うことはできないという方がたくさんいらして、それで前回もそういう人たち、名指しさえしなかったけど2、3人、こういう人の意

見聞きたいっていうことを言ったんで、事務局なのか武田課長なのか分かりませんが、その構成員に電話をかけてでも説得して意見持ってきてもらうようにしてほしいんです。

それから、もし私に次回意見を述べさせるとすると、ちょっと資料が膨大なんでこの12-4と12-5だけ、皆さん読んできていただきたいんです。これ全部説明してつたらそれこそ1時間になっちゃうから、これを理解した上で私の意見言いたいと思いますのでよろしくお願いします。

司会： それでは次回の開催時期については先ほど武田課長さんからご発言がありましたけども。

事務局： 最後に構成員、傍聴者の方も含めてご意見カードの提出をお願いいたします。提出は出口にボックスがありますので、そちらに入れていただきますようよろしくお願いします。

また、本日、既に1階正面の出入り口が閉まっておりますので、地下の出口からお帰りください。

スタッフが誘導させていただきますのでよろしくお願いします。

司会： それではこれで話し合いの会を終了いたします。お気を付けて帰ってください。

(了)